

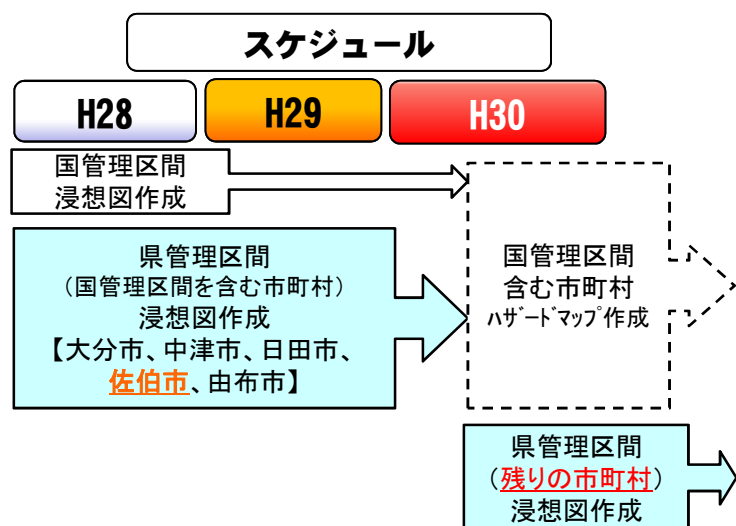
番匠川圏域における県管理河川の減災に係る取組方針

<説明資料>

①急激な水位上昇などに対する迅速な避難行動のための、 防災情報提供や水防災教育に関する取組

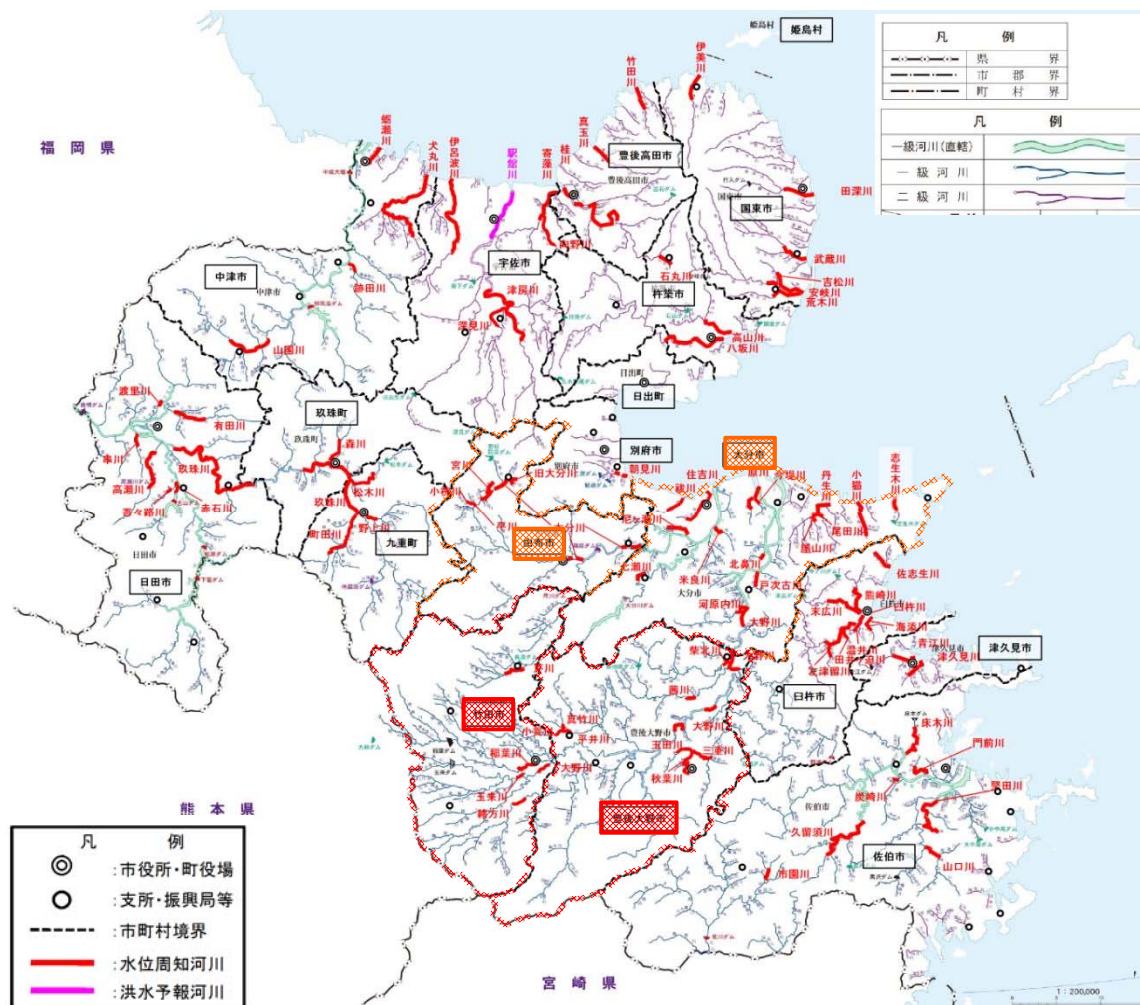
■ 平常時からの住民等への周知・教育・訓練

- 想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図及び氾濫シミュレーション等の作成・公表
- 想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの作成・配布
→ 平成30年度より順次実施



※H28～H29で作成済み
及び作成中…51箇所
※H30で作成予定…43箇所

※**佐伯分市内**の水位周知河川については、**次期出水期まで**に作成予定



①急激な水位上昇などに対する迅速な避難行動のための、 防災情報提供や水防災教育に関する取組

■平常時からの住民等への周知・教育・訓練

○学校などを対象とした水防災教育の実施（教育庁と連携）

→学校の立地環境に応じた防災教育

平成30年度末までに、国の支援により作成した防災教育に関する指導計画を、
県管理河川に関連する市町村の全ての学校に共有

平成29年3月 小学校学習指導要領等の改訂

◆自然災害に関する内容が充実（「」書きは学習指導要領より抜粋）

（小学校社会）

- ・「地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害のなどの中から、過去に県内で発生したものを選択して取り上げる」
- ・「県庁や市役所の働きなどを中心に上げ、防災情報の発信、避難体制の確保などの動き、自衛隊などの国の関係機関との関わりを取り上げる
こと」
- ・「地域で起こり得る災害を想定し、日頃から必要な備えをするなど、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること」

（小学校理科）

- ・「天気、川、土地などの指導にあたっては、災害に関する基礎的な理解が図られるようにすること」

支援事例（災害現場の写真や動画を提供）

洪水により家が倒壊



平成29年7月 九州北部豪雨

街を襲う津波



平成23年3月 東日本大震災

支援事例（現場を活かした「体験型」防災教育）



川は穏やかな顔と
厳しい顔をもっ
ているよ

①急激な水位上昇などに対する迅速な避難行動のための、 防災情報提供や水防災教育に関する取組

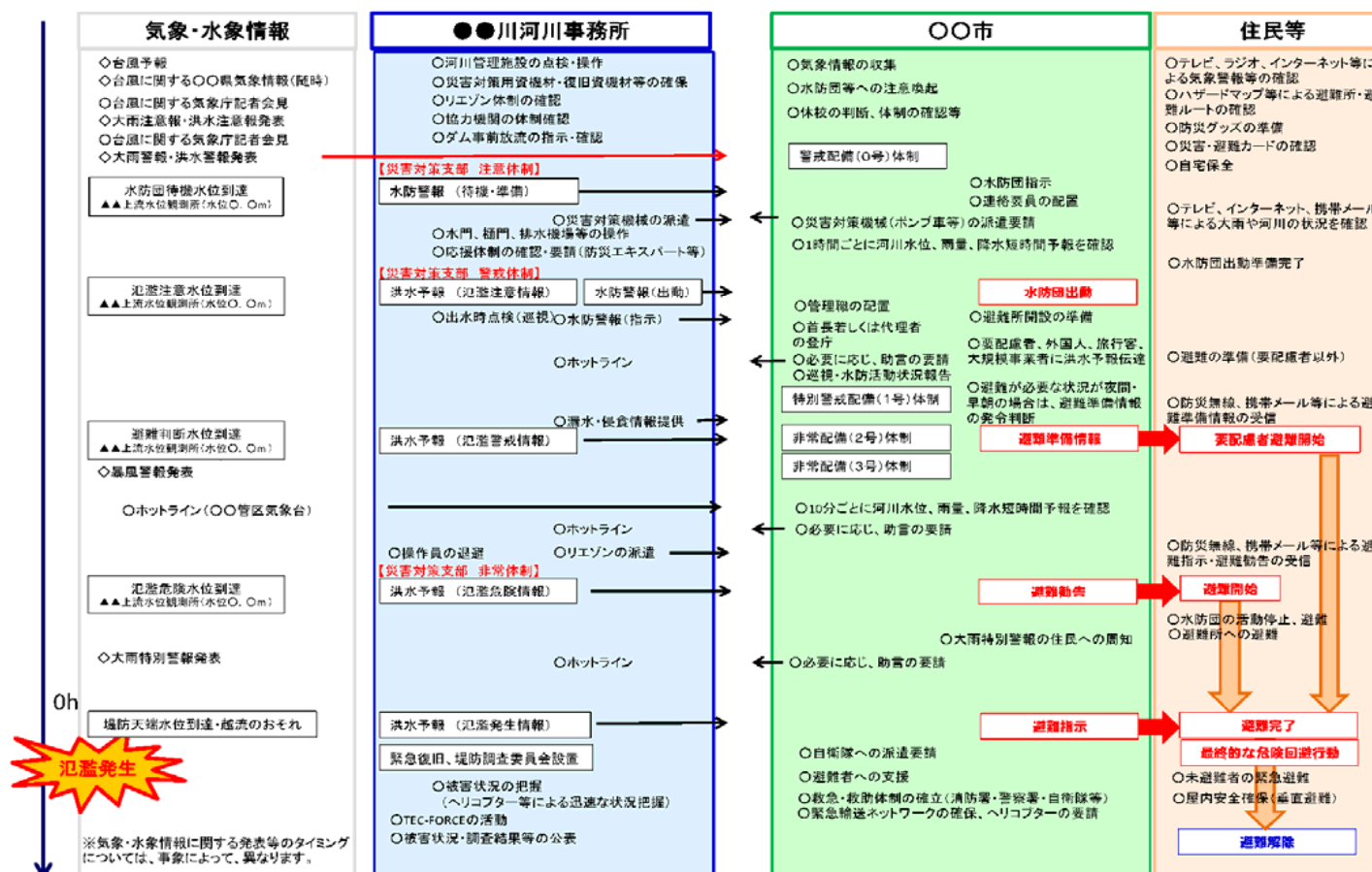
■情報伝達の強化、避難計画等の策定

○タイムライン(防災行動計画)の策定(県管理河川に係る避難勧告等の発令に着目)
→ 平成33年度までに、協議会の場等を活用し水位周知河川全てでの策定を目指す

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした●●川沿川の市町村の 避難勧告等の発令に着目したタイムライン(防災行動計画)(案)

河川名: ●●川

※直轄河川での例



② 確実な避難行動と社会経済被害の最小化のための、的確な水防活動に関する取組

■ 確実な避難行動のための取組

○避難行動要支援者(要配慮者利用施設)への避難誘導の仕組み作り

→対象施設を地域防災計画へ記載(←早期に想定最大規模の洪水浸水想定区域図作成が必要)

平成33年度末までに、対象となる全施設における避難確保計画を作成し、避難訓練を実施

水防法における要配慮者利用施設の避難確保対策

(水防法第14条等)

国交省、県等

河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を
洪水浸水想定区域等として指定

(水防法第15条)

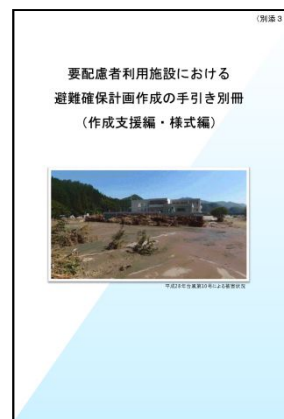
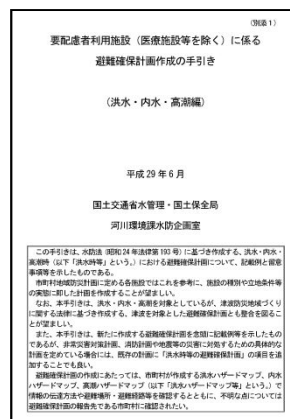
市町村

地域防災計画に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内の要配慮者利用施設を記載するとともに当該施設への洪水予報等の伝達方法を記載

(水防法第15条の3)

要配慮者利用施設
の管理者等

避難確保計画の作成、訓練の実施（義務）
自衛水防組織の設置（努力義務）



国土交通省による「講習会プロジェクト」

市町村毎に対象となる要配慮者利用施設の管理者を集め、河川事務所、市町村担当者等の参画のもと講習会形式で計画作成について解説を実施、その後各施設の管理者が計画作成を行い、同講習会において計画の提出を受けることで、効果的・効率的な計画作成を推進

【講習会運営フロー】

A 市にて企画・立案

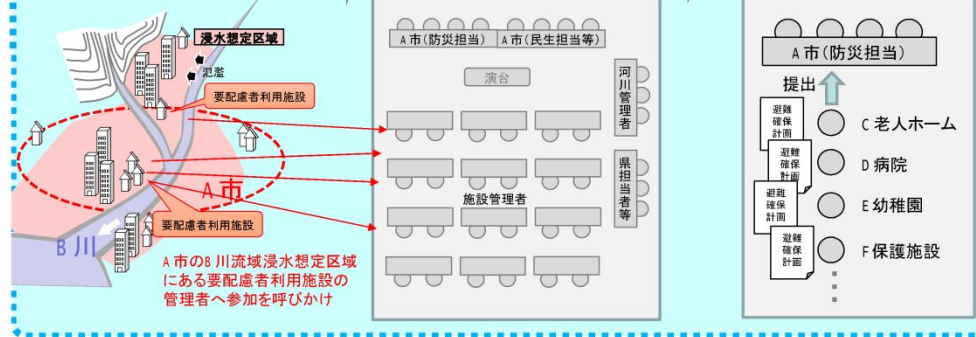
減災対策協議会にて調整

H29年度にモデル地区にて先行的に
実施し、講習会運営マニュアルを作成

**A市B川流域の
対象施設管理者の招集**

計画作成に関する 講習会の実施

(講習会後)
避難確保計画の提出



参考とし、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を支援

③氾濫被害の最小化に向けた施設整備の取組

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

○洪水に対しリスクが高い区間の監視のための、簡易水位計や量水標の設置
 上昇速度が速い水位の変化を把握するための危機管理型水位計や河川監視カメラの
 設置に関する検討

→平成29年度より設置対象河川・箇所について検討、協議。平成32年度までの設置を目指す

【参考】国交省プレスリリース資料（12/1）

緊急点検を踏まえた中小河川緊急治水対策プロジェクト（洪水時の水位監視）

避難の状況判断や河川計画等の策定のための水位計の設置が進んでおらず、洪水時における河川水位等の現況把握が困難であることから、水位把握の必要性の高い中小河川において、洪水に特化した低コストの水位計（危機管理型水位計）を設置し、近隣住民の避難を支援。

対策箇所 約5,800箇所（約5,000河川）（事業費 約110億円）（注）事業費には直轄区間での対策費を含む

人家や重要な施設（要配慮者利用施設・市役所・役場等）の浸水の危険性が高く、的確な避難判断のための水位観測が必要な箇所

大分県（47箇所）

対策の内容・効果

危機管理型水位計の設置

<危機管理型水位計の概要>

洪水時の水位観測に特化した
 小型で低コストの水位計

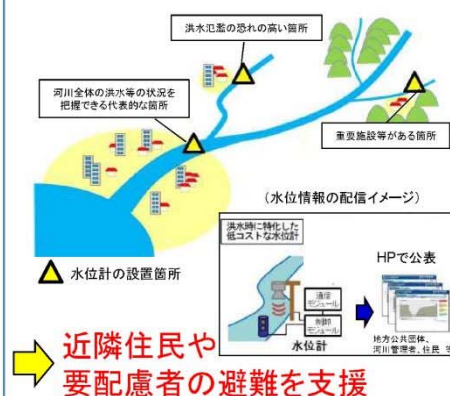
※従来型の1/10以下のコスト
 （100万円/台以下）
 ※長期間メンテナンスフリー
 （無給電5年以上稼働）

<水位計の設置数>

※都道府県等の管理区間に限る



活用イメージ



九州北部豪雨を受け、臨時に設置した簡易水位計及び監視カメラ

釜戸橋(大肥川)

